
(4 番 小林保男議員)

○議長（大西慶治君） 次に、通告順 2 番、小林保男議員の一般質問を行いますので、小林保男議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 2 番、小林保男議員の発言を許可します。

小林議員。

○4 番（小林保男君） 4 番 小林保男です。

3 点ほど伺います。まず初めに就学前の幼児教育についての見解を伺います。当町においては、幼児に対しての保育士の数ですが、国の基準が 1 歳児から 2 歳児については、6 人に 1 人に対し、当町では平均 4 人に 1 人。3 歳児では 20 人に 1 人が、10 人に 1 人。4 歳児、5 歳児については、30 人に 1 人が約 10 人に 1 人と、基準から見れば充実しています。また緊急サポート、1 月には松阪市との病後児保育事業に参加し、保育前の幼児についても、ふれあい会館において子育て支援が行われ、毎日多くの親子で賑わっています。

充実した施策は評価できると思いますが、就学前の幼児については、どうでしょうか。就学前の幼児教育が必要ではないでしょうか。教育という言葉がちょっと大げさになるようなんですけれども、しつけと言った方がいいかもしれませんが、就学前の幼児について、基本的な考えを伺います。

保育園と幼稚園では、福祉課と教育委員会と異なりますが、課を超えた取り組みができないのか。子どもたちにとってよりよい保育をと考えます。私は常々保育所、小学校の教師の交流が望ましいと考えています。また公言もしております。現在どのような取り組みがなされているか伺います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、就学前の幼児教育についてお答えいたします。

まず 1 点目の就学前の幼児教育としつけの現状と、基本的な考えについてで

ございます。保育園での幼児教育につきましては、共同生活を通じて人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立や協調の態度を養い、道徳性、生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培っていくことなど、保育の基本的な考えとし、保育指導を行っているところでございます。

こうした中で、就学前の園児には、スムーズに学校生活を送ることができるよう、特に心身の発達に着眼をおいた保育に努めているところでございます。一例を申し上げますと、発表会や遊戯などで、30分から45分程度静かに人の話を見聞きできること、発表する時にはきちんとした態度で、大きな声で伝えることができること。一定の時間内に食事ができることなどでございます。

2点目の教師との交流についてでございますが、就学に向けて保育園児と小学校の児童及び職員同士の交流を図ることが望ましいことから、町としましては毎年5月に保育園職員が小学校の授業を参観させていただくとともに、校長、担任と翌年入学する園児への指導内容について、意見交換をさせていただいております。また小学校の先生にも、遊びや食事、製作活動等いろいろな場面で子どもの様子を見ていただいたり、保育参観の場で保護者の皆様に就学前に身につけておきたいことなどを、お話していただいております。

また小学校1年生の生徒を夏休みに、保育園に招待し、園児との交流を図っているほか、入学前には学校での1日を紙芝居にし紹介をしていただいております。今後とも保育園児と小学校児童及び職員同士の交流を図ることにより、小学校との連携を深めながら、園児がスムーズに学校生活に入っていけるよう、保育に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしまして、答弁とします。

○議長（大西慶治君） 小林議員。

○4番（小林保男君） 大変取り組んでいただいているようなんですけれども、幼児教育は1歳から4歳までの幼児前期と、4歳から7歳までの幼児後期とに分かれています。前期では親、特に母親によって教育、しつけされることが基

本とされ、後期においては家庭での教育とともに、同年齢の幼児の中で専門家による教育を受けるようにするのが望ましいとされています。

また早くから読み書き計算などの学力をつけるのではなく、幼稚園、保育所、家庭を通して自分の身の回りのことを、自分でできる、自立の心と態度を育てること、遊びを通して多方面への興味と関心を誘うこと等、特に同じくらいの年齢の友だちとの遊びにおいて、仲良くできたり、けんかをしたりして、さまざまな人間関係を体験する中で、自己主張と自己抑制の力が育ち、協調の望ましい社会性の基礎を形成することが望ましいとされていますが、大変な取り組みもされているようなんですけど、その他またいろいろとありましたら。

それと国が進める子ども園の中に、幼保が連携し一体的な運営を行うことにより、機能+タイプ、幼保一体型があります。先ほどの請願では新システムには反対であります、小学校入学時にはせめて45分間座っていられるようにとか、先生の話を目に聞くという指定をしていることが必要ではないでしょうか。国が進める幼保一体型でなく、町独自の取り組みがあってもいいのではないのでしょうか。その点について見解を伺います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） どうもありがとうございます。

基本的に子どものしつけということで、これは保育園のみならず家庭でも当然やっていたかなければならん部分が多々ございます。そういう中で子どもの興味関心を持ったり、あるいは友だちと仲良くしたりとか、そういう中で身の回りのことができ、そして人の話も聞き、社会性を養っていけるという、そういうような形にもっていければなというふうに思っております。

そういうようなことで、これは保育園においてもそういう体制で臨んでいるところでもございます。3歳児、4歳児、5歳児、こう大きくなるにつれて、そのような保育内容が少しずつ進化をしていくと。こういう形で対応させていただいているところでございます。

また先ほど申し上げましたように、小学校との連携でうまく小学校生活に入

っていけるような形で、職員同士での交流というようなものも、順次やっ
ていかないかんなど、こう思っております。さらにそこら辺が大きくもさ
れて工夫もされて進めなければなど、こう思っているところでございま
す。そういうような体制で、現在も進めてさせていただいておりますし、
またより今後とも充実した保育に進めていきたいというふうに思っ
ております。

○議長（大西慶治君） 小林議員。

○4番（小林保男君） 2点目ですが、学校給食の地産地消プロジェクト
について伺います。

今、人々の食に対する意識が高まり、食品の安全性に対する期待感
は強まっているが、学校給食に至ってはいかがでしょうか。親は学
校で出される昼食だからと信頼しています。果たして学校は自信を
持って、安心安全な給食を提供していると言い切れますか。虫のつ
かない米、カビのはえないパン、過ぎた消毒のされた野菜、防腐剤
、添加物などが多く使われた食材が出されているのではないでしょ
うか。そのような給食が子どもたちに与える影響は、いかななもの
か。

本来、食は家庭で行うのが基本、望ましいのですが、されていないのが
現実です。せめて学校給食で補えないでしょうか。

平成17年に食育基本法が、平成18年に推進計画が制定されました。
5条には子どもの教育、保育等を行うものにあつては、食育の重要性
を十分自覚し、積極的に取り組まなければならないとあります。町の
取り組みを伺います。子どもたちへの影響を考えれば、完全無農薬
は無理としても、せめて低農薬食材を提供するため、学校給食を地
元食材で補ってはどうか。

現在一部地元食材で補っている学校もありますが、もっと割合を多く
してはいかがでしょうか。今まででも学校給食等を地元産でと取り
組んだことはあったと思われませんが、農家に至っては必要量を
確保できないとか、そこら辺のところで不安があるということで、
断念していた部分もあります。例えば納入事業者が間に入り、不
足分を市場で仕入れるようにすれば、可能ではないかなど、

問題点を少しずつ取り除いていけば可能だと思われます。

できるか、できないかではなしに、やるか、やらないかではないでしょうか。子どもたちには安全な食材を、生産者は子どもたちの安心安全を担っているという自負も生まれると思います。そして、少なくとも経済も動き、活性化されるのではないかと考えますが、その点について見解を伺います。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 小林議員の第2問目の第1点目の学校給食を地元食材で賄ってはどうかということですが、小中学校につきましては極力地場産物を利用するため、学校から直接農家や納品業者へ注文させていただいていますが、給食費の問題もあり、価格は安く安全な同等の産物につきましては、県内、国内産のものを使用し、お米につきましては、平成21年度から給食実施校全校に対し、米飯給食を実施いたしましたので、町内産のお米を多気郡農協から購入いたしまして利用しております。

そのお米につきましては、県の学校給食会から示されている単価を、やや上回りますが、差額を町で負担をし、地産地消の給食に努めてまいりました。しかしながら、今までお世話になっておりました生産農家の中に、高齢化が進み生産量の低下などが生じてまいりまして、以前よりも量的に賄えないものが出てきております。こうした状況で、年間を通して安定して供給していただける生産者の体制も整っていないこともあって、年々各学校の地元からの食材の確保が難しい状態となってきています。

そこで、学校給食の食材の必要量の把握やそれに応えられる生産者の生産体制づくりなどを、各関係者の連携が大変重要なこととなってまいりました。今後は各関係機関との連携を持って、この体制づくりの確立に向けて努力をしていかなければならないと考えております。また食の栄養管理につきましては、小林議員のおっしゃるとおり、本来各家庭で行っていただくのが望ましいと思いますが、実際にどこまでなされているか、正確には把握いたしておりません。学校給食では栄養教諭、あるいは学校栄養職員が、毎日の昼食の献立を考え、

栄養が偏らないように、栄養管理に努めております。

しかしながら、朝食、夕食の栄養についても、昼食で賄うというのは難しいと考えます。ただ生徒に対しましては、各学校で食に関する指導計画を立て、学年ごとに食育についての授業を実施し、栄養のバランスのよい食事をするよう指導をしています。朝御飯、夕御飯を食べているか、その内容などについて調べる生活習慣チェックなども行っておりまして、その内容によっては保護者にも指導を行っており、学校と家庭の食についてのつながりも保っております。

また防腐剤、添加物が子どもたちに与える影響につきましては、食品衛生法などで規制されているところですが、町での給食食材につきましては、発注時に栄養士から無添加のもの、防腐剤の入っていないものを指定して発注しております。また出来合いの食材、例えばコロッケや惣菜などについても、必ず原材料表を付けていただき、安全性を確認しております。

そして、児童生徒の食物アレルギーにつきましては、保育園から小学校、小学校から中学校へとカルテの引き継ぎや、申し送りを行うなどの体制を整備し、児童生徒の体質や体調の管理に配慮しております。

第2点目の食育に対する町の取り組みでございますが、議員がおっしゃるように食育基本法第5条において、食育に対するそれぞれの役割が規定されております。当然食育に対する教育の必要性も規定されておりますが、各小中学校におきましては、昭和29年に制定されました学校給食法が、平成20年6月に大幅に改正され、同21年4月1日から施行されましたが、その中の第1条にも児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を利用した食に関する指導の実施に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とするとありまして、学校における食育の推進が新たに規定されましたことに伴いまして、食育につきましてはこの学校給食法等によって、取り組みを行っております。

具体的には、学習指導要領もそれを受けた形で、食育の推進が位置づけられ

ましたので、それぞれの学校ではその要領に基づきまして、食に関する指導計画を立て、各学年の実態に合わせて食べ方、食の安全、食文化などを食生活に関する食教育として、学校全体を通じて総合的に推進することによって、食育に取り組んでおります。

各教師において、いろいろな状況の中で、食育についての指導を行っておりますが、特に栄養教諭による授業も実施しております。食事のマナーや朝御飯の大切さ、生活習慣病などに対する知識も指導するようにしております。また学校食育担当者でつくる、食育担当者会議も開催しまして、各校の取り組み内容の情報交換や指導内容の相談なども行うなど、食事については連携をして取り組んでおりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 小林議員。

○4番（小林保男君） 朝食を抜いているとか、そういう生徒もいると思うんですが、特に高学年になるほど、その傾向が見られると思います。ぜひ食育については今後とも進めて、対処していただきたいと思います。

ちなみに最近の高校生の4割強が高血圧、高中性脂肪、高血糖など、生活習慣予備軍になっていることが、厚生省研究班の調査でわかっています。テレビの視聴時間が長かったり、昼食を抜いたりする生徒は、値がより高いと。またそのような生徒が切れるとか、精神障害に至るケースが多数見られています。バランスのとれた食によって、心と体が健やかに育まれます。その土台ができて初めて揺るぎない学力が身につくと思われれます。

以上のようなことから、ぜひ学校給食を地元食材で、多くとっていただきたい。また米飯に至っても、JAから仕入れられるというふうに伺っていますか、果たしてそれが農薬がどれぐらい使われているのか。もっと本当は契約農家で直接消毒はこれぐらい、何度までとか、そういうふうな完全に把握できるような体制がとれないか。そこら辺、見解を伺います。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 地産地消におけます地元食材ですけれども、宮川小中学校、それから大台地区の小学校、3小学校と、それぞれ地元の方から地元の生産者の方から、いろいろな特に野菜類等を中心にしてですけども入れてございます。

お米のほう、米飯給食、今ほとんどパンが月に1回あるかどうかで、後はほとんど米飯給食でございますけども、そのお米につきましては、現在地元JAからということで入れていただいております。今後ですね、その辺り議員おっしゃられましたその契約農家等の農薬に関してのことでございますけれども、その辺りはまた今後どのような方法があるのか、検討していく必要もあるとは思いますが、現時点では今地元JAを通してということになってございますので、その辺りはまた今後検討させていただこうと思います。

○議長（大西慶治君） 小林議員。

○4番（小林保男君） 3点目ですが、地域格差について伺います。

合併して5年を過ぎました。一つの町としての意識は、少しずつ固まりつつありますが、二つの異なる町が一つになるということは、難しい点もあります。特に住民感情はその一つであり、地域エゴといいますか、そんな中、行政はどのように取り組むのか。私は少しでも地域格差をなくすることが大事ではないかと考えます。

その内でも中学校給食の問題があります。現在、大台中学並びに協和中学においては、学校給食はなされていません。学校給食の是非を言われる議論もありますが、格差という点では明らかです。

また他の地域では町営バス、デマンドタクシー等の交通機関がありますが、川添地区においては何らなく、他の地域との格差が見られます。さまざまな事情があるとは思いますが、行政サービスは平等でなければならないと考えます。この2点につき、今後の取り組み、また町としての基本的考えを伺います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、3問目の地域格差についてお答えをいたし

ます。

まず給食の未実施についてでございますが、中学校間の格差につながっているとのご指摘でございます。この給食未実施校に対する給食につきましては、今までいろいろな状況の中で実現がなされておられません、できる限り早い時期にこの給食の実施に向けた取り組みを進め、中学校間の格差是正に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、川添地区における交通手段の格差でございますが、現在当町が実施しております交通手段の確保対策としましては、平成11年に廃止されました三重交通路線バス大杉線の三瀬谷駅から大杉間の町営バスの運行、公共交通空白地域への交通手段確保対策として、駅、役場、病院、買い物など、ご利用いただくためのデマンドタクシーの運行、また高齢者の方々の外出支援としてのタクシー利用助成券の発行、さらには三重交通路線バス大杉線、松阪駅から三瀬谷駅間の通行についての多気町と共同での赤字負担による路線確保などがございます。

こうした中で、川添地区には町営の公共交通がなく、地区格差があるとのこと指摘でございますが、川添地区には国道42号が縦断し、三重交通路線バスを始め、南紀特急やJRも運行いたしており、比較的公共交通が整備された地区であると考えております。しかしながら、高齢化が進みJRの駅やバス停まで、出向いていくことが大変だとおっしゃられる方々のお声も、川添地区だけでなく、町内全域でお聞きするようになってまいりました。町民の皆様の交通手段確保に対する町の方針といたしましては、町外や町内間を結ぶ幹線道路上を走る公共交通の確保を最優先課題として、また役場や駅に遠い地域で、公共交通がない、いわゆる公共交通空白地域の解消につきましては、行政が責任をもって確保していかなければならないと考えております。

しかし先ほども申し上げました、自宅からバス停や駅への交通手段につきましては、高齢化の中で大変なことだと承知しておりますが、町が発行するタクシー利用助成券を有効にご活用いただければと思っております。

なお、三重交通路線バスの利便性が今一つ悪いこと。そして町営バスやデマンドタクシーの使用料体系と三重交通路線バスの運賃体系では、利用者負担に格差が生じているのも事実でございます。このため、三重交通の協力を得まして、平成23年6月1日より、三重交通路線バス大杉線の大台町内だけの運行、栃原駅から三瀬谷駅間ではありますが、運行便数を2往復増便することとし、利便性の向上を図ってまいります。また運賃につきましても、三瀬谷駅から栃原駅までの区間につきましては、町営バス及びデマンドタクシーと同様、一般の方が300円で、高齢者等は100円でご利用できる方向で進めてまいりたいと考えております。このことにより、経費負担の軽減はもとより、外出の機会がふえ、生活利便の向上が図られるものと考えております。

最後に、行政サービスの平等性についてでございますが、当然大台町民であれば、どなたでもどこにお住まいの方でも等しく行政サービスを受ける権利があると考えております。しかしながら、地理的条件や地域事情など、多様な社会環境の中で、大杉谷地区から日進地区まで、等しく行う行政サービスがある一方、地域や一定の方々に必要な行政サービスもあると考えております。今後とも町政懇談会ややまびこ対話などの機会を通じ、町民の皆様のご意見をお聞かせいただき、十分協議もさせていただきながら、住んでよかつたずっと住み続けたいと、誰もが思えるまちづくりに向けて、行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし答弁いたします。

○議長（大西慶治君） 小林議員。

○4番（小林保男君） 先に中学校の学校給食なんですけど、先に述べましたような地産地消の関係、子どもたちに与える影響から考えますと、早期の実施を望みます。

地域格差の川添の交通機関であります。以前、神瀬から三瀬谷駅までですと、580円もかかっていたと。それが解消されてくるということは、大変喜ばしいことなんですけど、ここまで時間がかかった点も反省点ではないかなというふうに考えております。

私の場合、これで旧大台地区のほうから見た方で、質問してはいますが、なかなかまだ宮川地域の方からみたら、もっと逆に言えば格差があるんじゃないかというような点も見られると思います。その点お伺いします。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 合併して東西大体50キロ前後に広がった地域の中で、細長い地形をしております。そのために生じるいろいろな格差というのも、これ当然出てくるところでございます。

そういうことで、合併後、この地域になかったデマンドタクシーを走らせたり、そういうようなことで、交通空白地域を解消してくると、いろいろな形で順次行ってきたところなんです。そういう影響があつて、川添地区には何もないやないかと、こういうふうなことになるわけですね。それは、議員さん遅いやねえかとか言われますけれども、それはそれとしてJRも走っておる、南紀特急も走っておる、三重交通も路線としてあるやないかと、こういうことなんですね。そこには三重交通が走っておれば、同じようにデマンドタクシーをその路線に走らせるというわけには、これいかないというようなことで、地域公共交通協議会の中でも、それはノーというふうな返事になってくるわけですね。そういうようないろいろな部分がございますので、そういうようなことを経ながら、対応させていっていただいて、今になっておるということで、決して遅くはないと、早いということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、いろいろなあそこが良くなれば、俺ところはノーというふうなことにいろいろなことがなってくるわけです。私もいっぱいその話は聞くんです。あそこばかり良くしたって、こっちは何もないやねえやないか、向こうばかりしたって、こっちはええことないやねえかって、そのような話ばっかなんです。ですので、それは決してそうじゃないですよ。やはり施設なんかでも、古くなったらなった順番に、老朽度とかいろいろなものを見ながら、対応していかないかなんと、それがたまたま集中する時もあるかもわかりませんが、そ

ういうふうな公平な観点から、対応させていただいておると。そのことが町の一体化にもなってくるわけですし、何よりも町民の皆さんが一体化しながら、地域をつくっていきこうじゃないか。お互いの理解を深めながら、あそここういうふうな生活大変だねというようなことも考えていかななくてはならん。

これはなかなか、集落対策でも大杉のほうでも、それは3000人おったのが295人しかおらん。そこへ向いてしっかりとこれからどのような形で、人生を過ごしていただくんか、どのような形で活性化が必要なのかというふうなこと、いろいろなことを考えてみやないかん。そのために多少職員の増員もしてかないかんというようなところもございます。

そこで手を加えていかないかん。そういうようなこともありますし、もう本当に買い物に行くのも大変、また医療そんなのも大変や、それこそ停留所へ出てくるだけでも大変という、除々に時代の流れのともに、いろいろな困ったことが課題としていっぱい出てくるわけですね。そこら辺をどのように解決していくんか。行政だけでなしに、町民の皆さんもご努力いただく中ですね、お互いにいい方向に向けていくという、そのことが大事で、そういったようなことをみんなが理解しあいながら、やっていただかないかんのかなと思っております。

そういうような意味で、今後そういった部分で、まだご審議をいただくような案件も出てくるわけなんですけど、そういうようなことをずっと対応を考えていかないかんというふうなことで、それで医療のことについても福祉のことについても、いろいろなことがいっぱい出てくるわけなんですけど、そういう対応をしっかり図っていかないかんなということを思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（大西慶治君） 小林保男議員の一般質問が終了しました。

○議長（大西慶治君） しばらく休憩いたします。

再開は3時25分とします。

(午後3時13分 休憩)

(午後3時25分 休憩)

○議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。